

介護老人福祉施設 智頭町立智頭心和苑  
入所選考要領についての要約

平成27年4月1日

平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護1又は2の方に関しては特例的に施設への入所（「特例入所」という。）が認められることとなりました。これを踏まえた上で、より緊急度の高い方から入所して頂く為の入所選考要領（鳥取県の指導を受けて）の策定を行い、下記の評価項目で評価し点数の高い順に入所して頂く事となります。

◇入所調整方法

【基本的評価事項】

（別に定める点数により評価）

①要介護度	介護保険被保険者証に記載されている要介護度
②認知症の程度	要介護認定票に示されている認知症高齢者の日常生活自立度
③在宅サービスの利用率	サービス利用票別表に基づく在宅サービスの利用状況（長期入院の場合の入院点数あり）
④介護者の有無	独居であるか同居であるか
⑤地域性による評価	申込者の居住地と施設所在地との関係等

【個別的评价事項】

（個別の事情）

①遠隔地の利用者を親族の居住地付近の施設に入所させる場合の配慮
②家族の介護量や経済的な理由により在宅サービスの利用が少ない方に対する配慮
③その他、特別に配慮しなければならない個別の事情

（施設の事情）

①性別	③サービス供給体制（ユニット活動）
②ベッドの特性	④地域事情

◇上記の情報を、点数等の上位の方から選考名簿に登録いたします。入所選考委員会（施設職員・施設外の有識者〔第三者〕で組織）を定期的に開催し、情報を総合的に勘案し、入所順位を公正・公平に決定します。当苑に空床ができ次第、入所順位が上位の方から随時、ご案内していきます。

※ なお、入所申し込み後に、状態（介護度等）、状況（介護状況）等の変化が生じた場合は、評価の見直しが必要となりますのでご連絡ください。

提出していただく添付書類について

【ご本人又は、ご家族が記載】

□ 1. **入所申込書兼台帳** 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) A4 用紙両面

【担当ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が記載】

□ 2. **入所選考調査票** 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) A4 用紙両面

【その他】

□ 3. 介護保険被保険者証(写し)(当苑でコピーさせていただきます)

□ 4. 介護保険負担割合表(写し)(当苑でコピーさせていただきます)

□ 5. 介護保険負担限度額認定証(写し)(当苑でコピーさせていただきます)対象者のみ

□ 6. 直近3ヶ月のサービス利用票・別表(写し)

□ 7. 要介護認定調査票の基本調査票・主治医意見書(写し)

(智頭町の方の場合、福祉課に申請するのみで可)

※ 7. につきましては、各市町村に保管されている書類になります。

（	智頭町	・智頭町保健センター 福祉課（智頭町智頭 1875）
	鳥取市	・各総合支所の市民福祉課 ・市高齢社会課（鳥取市富安 2-138-4）
	八頭町	・郡家保健センター（八頭町宮谷 254-1）